

平成21年3月24日

株 主 各 位

本 店 大阪市中央区南船場一丁目17番26号
東 京 本 部 東京都新宿区新小川町4番1号

株式会社 ア プ ラ ス

取締役社長 クラーク・ダグラス・グラニンジャー

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年3月24日開催の当社臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会におきまして、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

【臨時株主総会】

報 告 事 項

資本構成の再構築の背景

本件は、上記内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

定款一部変更の件（1）

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、主な変更の内容は、次のとおりであります。

H種優先株式の発行を可能とするため、H種優先株式に関する規定の新設と所要の変更。

第2号議案

募集株式の募集事項の決定の取締役会への委任の件

本件は、原案どおり承認可決され、株式会社アプラス H種優先株式について募集株式の数の上限を40,500,000株、払込金額を1株につき金2,000円として、募集事項の決定を取締役に委任することに決定いたしました。

第3号議案

自己株式取得の件

本件は、原案どおり承認可決され、株式会社アプラス D種優先株式について取得する株式の数の上限を40,500,000株、株式を取得するのと引換えに交付する金銭の上限を83,000,000,000円、株式を取得することができる期間を平成21年3月25日から平成22年3月24日までとする要領で自己株式を取得することに決定いたしました。

第4号議案 定款一部変更の件(2)

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、主な変更の内容は、次のとおりであります。

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は同法の施行日において、いわゆる株券の電子化に伴い、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされており、現行定款第8条(株券の発行)および第9条第2項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となるため、これの削除とその他条数の繰上げおよび条文の形式的な整備。
- (2) 金融商品取引法第24条の4の7の規定に合わせ、一部語句を変更。

【普通株主様による種類株主総会】

議 案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、主な変更の内容は、次のとおりであります。

H種優先株式の発行を可能とするため、H種優先株式に関する規定の新設と所要の変更。

以 上

<ご参考>

臨時株主総会「第1号議案 定款一部変更の件(1)」および普通株主様による種類株主総会「議案 定款一部変更の件」に対するB種、C種、F種およびG種の各優先株主様による種類株主総会の決議につきましては、会社法第319条第1項の規定に基づき書面によりご同意いただき、平成21年3月24日をもってご承認のご決議があったものとみなされましたので併せてご報告申し上げます。

以 上